令和８年４月版

瓦屋根耐風改修工事費補助制度のご案内

四日市市では、飛散等の危険性が高い瓦屋根の改修工事を行う建築物の所有者に対して、工事費の一部を補助する事業を行っております。

１．補助対象となる瓦屋根

次の全てに該当する瓦屋根※１を改修する場合

●有資格者※２による調査の結果、新基準※３に適合していない建築物の瓦屋根であること。

●市内にある建築物の瓦屋根で、その建築物の所有者が行う瓦屋根の改修工事であること。

●一棟の建築物における瓦屋根の全面改修を行うこと。

●耐震補強工事等により、瓦屋根の改修工事について二重に補助金を受けないもの。

※１「瓦屋根」とは、粘土瓦又はセメント瓦をいう。

※２「有資格者」とは、一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又は瓦屋根診断技士、瓦屋根工事技士若しくはかわらぶき技能士をいう。

※３「新基準」とは、令和２年国土交通省告示第 1435 号により改正された昭和 46 年建設省告示第 109 号の規定をいう。

２．補助額

瓦屋根の改修に要する経費
（処分に係る経費を含む）

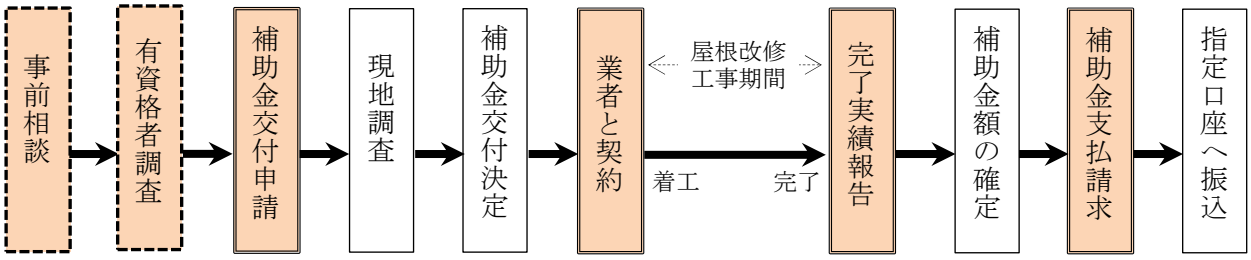
対象工事に係る屋根面積
１㎡あたり２４，０００円を乗じた額

≪補助対象額≫	≪補助対象率≫	
左記のうち少ない方の金額※1	× 0.23 ＝	補助額※2

※１　上限は、２，４００，０００円（税込み）
※２　上限は、５５２，０００円、千円未満は切り捨て

３．申請から補助金振込までの流れ

申請手続き（□：申請者　□：市）



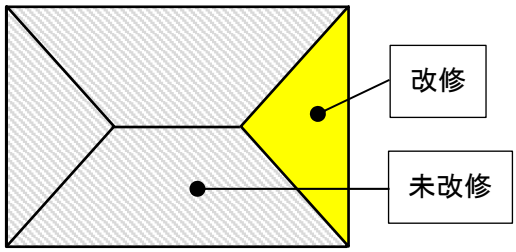
※申請前には、あらかじめ補助対象となるかを確認するため、事前相談をお願いします。

４．補助対象外の例

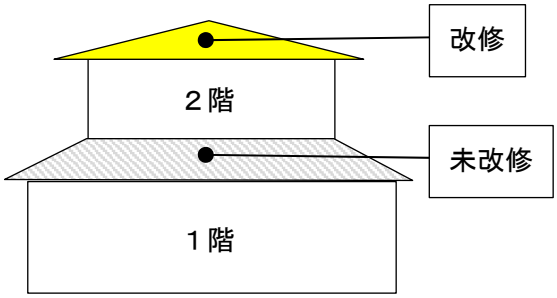
全面改修とは、一棟の建築物における全ての瓦屋根を改修することをいいます。

次の事例は“全面改修”には該当しないため、補助対象となりません。

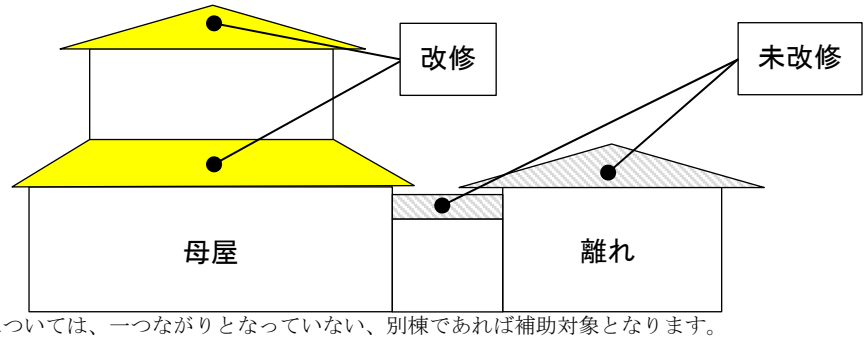
（１）屋根の一部のみを改修する場合



（２）複数ある屋根のうち、１つのみ改修する場合



（３）母屋と離れが一つながりとなっており、母屋のみ（又は離れのみ）を改修する場合



※（３）については、一つながりとなっていない、別棟であれば補助対象となります。

５．注意事項

●補助金交付決定前に工事に着手(契約含む)した場合には、補助金が受けられません。

●補助金交付決定後、申請内容に変更が生じた場合や工事を中止する場合には、当該年度の１月２０日までに計画の変更又は中止の手続きが必要となります。

●当該年度の３月１９日までに工事を完了し、完了実績報告を提出しないと、補助金が受けられません。

●補助金の交付は、一棟につき１回までです。

●申請期限は、当該年度の１月２０日まで又は予算の上限に達するまでとなります。

●対象となる建築物の改修工事について、建築確認申請の要否を示してください。

●詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

６．お問い合わせ先

都市整備部　建築指導課　許可認定係
ＴＥＬ：０５９－３５４－８１８３
ＦＡＸ：０５９－３５４－８４０４
〒５１０－８６０１　三重県四日市市諏訪町１番５号（庁舎４階）
電子メール　：kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp
ホームページ：https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1538285221292/index.html

詳細情報はこちらの
QR コードから→